



保福国第 3944号  
令和3年12月16日

さいたま市国民健康保険運営協議会  
会長 柴田 潤一郎 様

さいたま市長 清水 勇人



さいたま市国民健康保険税率等の見直しについて（諮問）

本市では、平成30年度から開始された国民健康保険の都道府県単位化にあたり、国民健康保険を持続可能な制度とするため、「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、国民健康保険財政の健全化に向けた収納率の向上や医療費適正化、適正な保険税率等の設定に取り組んでいくこととしております。

つきましては、令和4年度国民健康保険税率等について、下記のとおり見直したいので、国民健康保険法第11条第3項、及びさいたま市国民健康保険条例第3条並びに同施行規則第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

#### 記

#### 1 課税限度額について

基礎課税額	65万円（+2万円）
後期高齢者支援金等課税額	20万円（+1万円）
介護納付金課税額	17万円（±0万円）

#### 2 国民健康保険税率の見直しについて

##### (1) 基礎課税額の保険税率

所得割	7.26%（-0.25%）
被保険者均等割	30,900円（+1,400円）

##### (2) 後期高齢者支援金等課税額の保険税率

所得割	2.42%（+0.18%）
被保険者均等割	9,900円（+800円）

##### (3) 介護納付金課税額の保険税率

所得割	2.17%（+0.07%）
被保険者均等割	10,900円（+700円）

担当 保健福祉局福祉部国民健康保険課  
国保事業係 坂西、福島  
直通 048-829-1276  
FAX 048-829-1938  
Eメール：kokumin-kenkou@city.saitama.lg.jp